

甲州市国土強靱化地域計画

「市民の誰もが

生命・財産を脅かされない、

強くしなやかな甲州市」

令和3年3月



はじめに

甲州市長
鈴木 幹 夫



平成 23 年に発生した東日本大震災により、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが、国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、国において平成 25 年 12 月に「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、施策を推進するための枠組みが整備されたところです。

本市においても、これまで昭和 34 年の台風 7 号の豪雨による大被害をはじめ、平成 26 年 2 月の大雪、令和元年 10 月「大雨特別警報」が発令された台風 19 号の大雨による被害など、幾度となく災害に見舞われてきました。

今後想定される大規模自然災害に備え、災害に強く、市民が安心して暮らすことができるよう、このたび「甲州市国土強靱化地域計画」を策定いたしました。

「市民の誰もが生命・財産を脅かされない、強くしなやかな甲州市」の実現を目指し、強靱化の取り組みを推進してまいります。

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画策定の手順.....	3
第2章 計画の基本的な考え方.....	4
1. 目指すべき将来の甲州市の姿.....	4
2. 甲州市強靱化地域計画の基本目標.....	4
第3章 対象とする災害と被害想定.....	5
1. 本市の特性.....	5
2. 本市の強靱化度の評価.....	12
3. リスクシナリオを考える際の前提となる災害の想定.....	13
4. 起きてはならない最悪の事態の設定.....	14
第4章 脆弱性評価.....	16
第5章 強靱化の推進方針.....	24
第6章 計画の推進と見直し.....	42
第7章 資料編.....	43

本計画書は、視覚障害のある方にも読みやすいUDフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景

2011年の東日本大震災を契機に、2013年、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法）が制定されました。

基本法では、その基本理念において「国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと」とされています。

また、基本方針として以下の7項目が掲げられています。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。
- ⑤ 施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ⑥ 取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑦ 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

この基本方針が国の果たすべき基本的な責務とされ、具体的には、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施し、大規模自然災害に強い国土及び地域をつくることが求められています。

本市では、国の方針を踏まえ、市民の生命、身体、財産の保護に努めるとともに、市の各個別計画の指針となるべく「甲州市国土強靱化地域計画」を策定し、強くしなやかな甲州市の実現に努めることとしました。

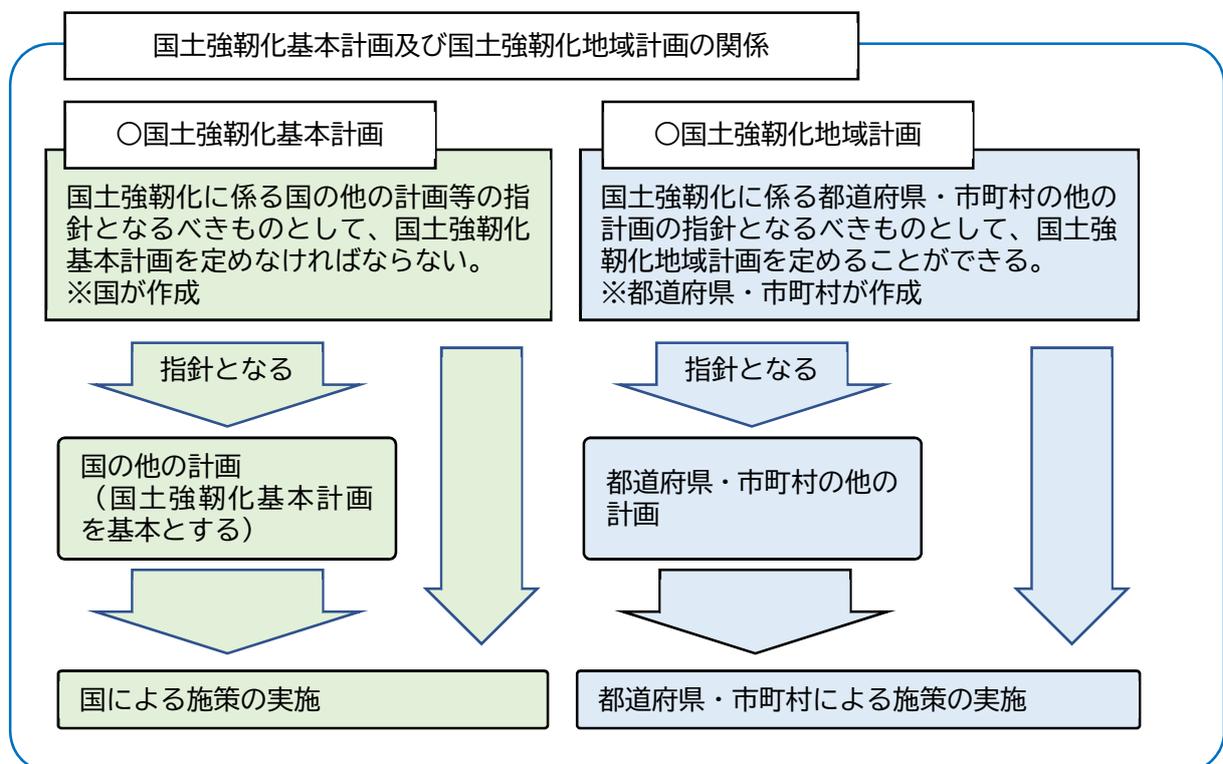
基本法第十三条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

2. 計画の位置付け

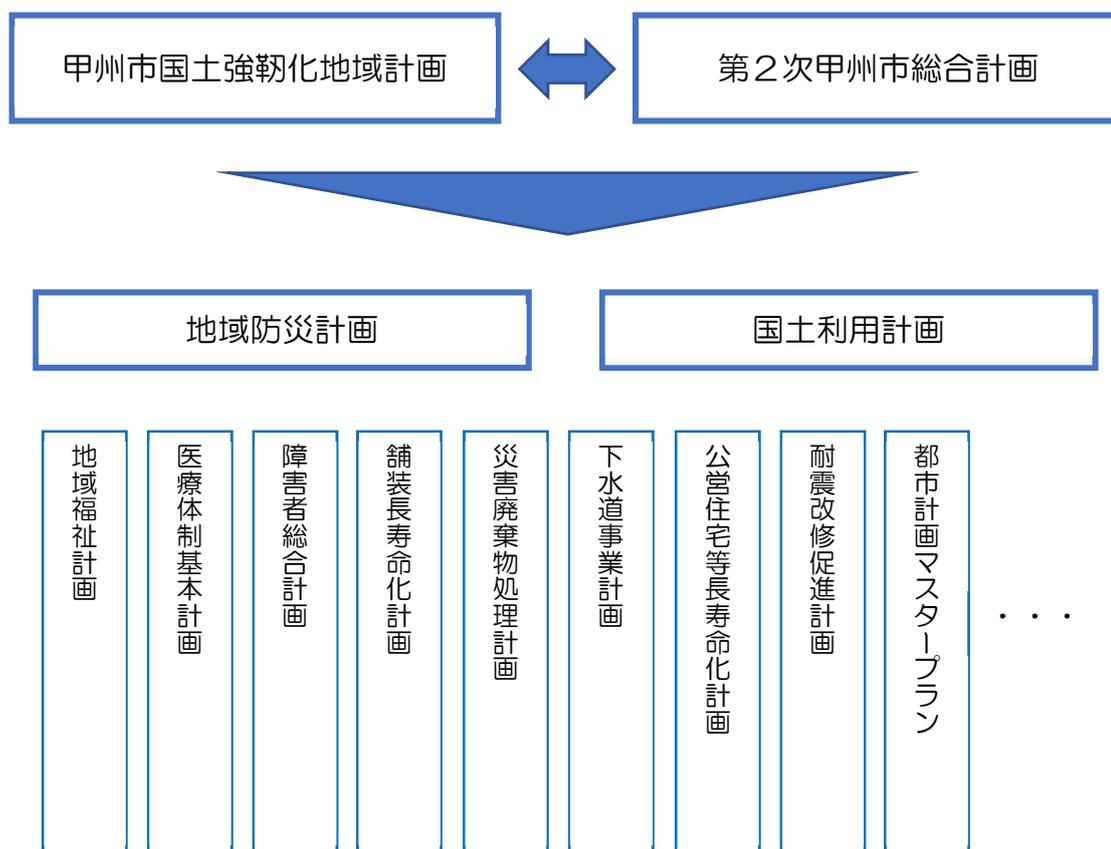
「国土強靱化地域計画」は、地方自治体が策定する諸計画の指針となるものとされており、併せて「国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施する」ことが責務とされています。

（1）国土強靱化に関する計画の体系



(2) 本市における計画の位置付け

本市では、「国土強靱化地域計画」と「甲州市総合計画」との整合・調和を図り、並列の上位計画とし、「第2次甲州市総合計画」を「分野別計画の指針」、「甲州市国土強靱化地域計画」を「各分野別計画の強靱化に関する部分の指針」と位置付けました。



3. 計画策定の手順

国土強靱化地域計画策定の取り組みは、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うことを前提としています。この「脆弱性の評価」を踏まえて、本市がこれから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み込み、計画を策定し推進していきます。

なお「脆弱性の評価」を行うことは、国土強靱化地域計画を策定する上で、最大の特徴となっています。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 目指すべき将来の甲州市の姿

国が示す国土強靱化の基本目標は、いかなる災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を実現することとされています。

上記目標を達成すべく、本市が目指すべき将来の姿を以下のように設定しました。

「市民の誰もが生命・財産を脅かされない、 強くしなやかな甲州市」

2. 甲州市強靱化地域計画の基本目標

1. の趣旨をふまえ、本市では以下の4つの基本目標を掲げました。

1	市民の人命の保護が最大限図られること
2	市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4	迅速な復旧復興

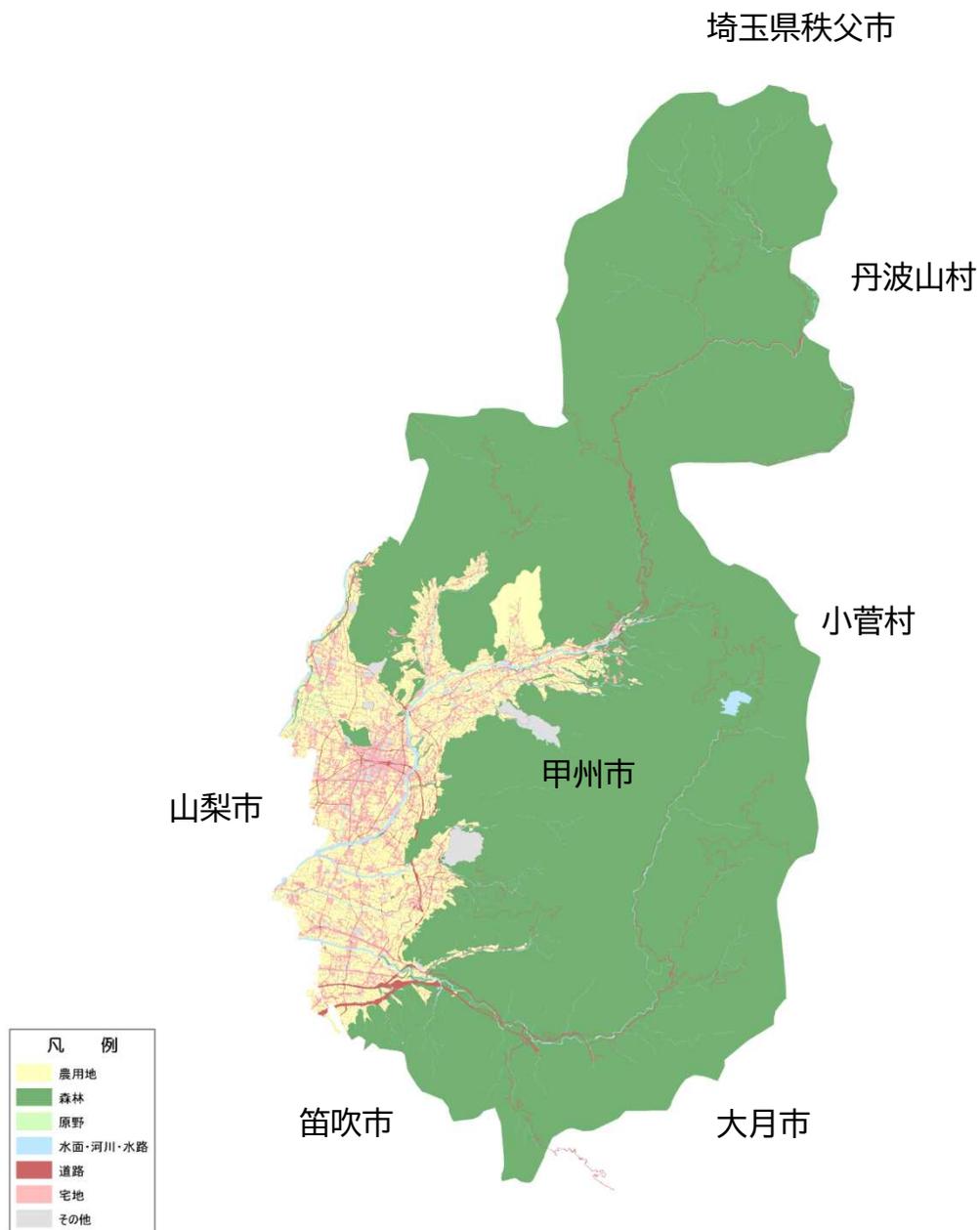
第3章 対象とする災害と被害想定

1. 本市の特性

(1) 地勢

本市は、市域の山梨市境に一級河川である笛吹川が流れ、東部から北部へかけて大菩薩嶺（2,057m）等をはじめとする多くの山々が連なり、急峻な箇所も多く、特に柳沢峠以東は広大な山岳地帯となっており、地震、暴風、豪雨、地すべりなど極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあります。

また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されています。



出典：甲州市国土利用計画

(2) 本市の人口

本市の人口は、平成 27 年の国勢調査によると、31,671 人、昭和 55 年からの人口推移を見ると、昭和 60 年及び平成 7 年に一度は増加したものの、その翌調査では再び減少に転じており、総じて減少傾向にあるといえます。

同様に、世帯数も平成 17 年に一度は増加したものの、平成 22 年には減少に転じています。その一方で、1 世帯当たり人数は減少傾向が続いており、核家族化の進行がうかがえます。

また、高齢化については、本市も例外ではなく、年齢別人口の構成比を見ると、高齢化のひとつの指標である老年人口比率（総人口に占める 65 歳以上の割合）は、年々高くなってきており、平成 27 年は 33.47%と、県平均の 28.41%を上回る結果となっています。

年度	人口 (人)	増加数 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯人数 (人)	老年人口	
					人口 (人)	割合 (%)
昭和 55 年	37,269	—	—	—	5,218	14.00
昭和 60 年	37,338	69	—	—	5,828	15.61
平成 2 年	37,038	▲300	—	—	6,759	18.24
平成 7 年	38,046	1,008	11,618	3.27	7,889	20.73
平成 12 年	36,925	▲1,121	11,547	3.19	8,844	23.95
平成 17 年	35,922	▲1,003	11,651	3.08	9,578	26.66
平成 22 年	33,927	▲1,995	11,575	2.93	9,962	29.36
平成 27 年	31,671	▲2,256	11,367	2.79	10,502	33.47

出典：国勢調査

(3) 本市の土地利用状況

土地の利用状況は、宅地 7.8km²(2.9%)、農用地 20.9km²(7.9%)、森林等 211.5km²(80.1%)、その他 23.9km²(9.1%) で、森林の割合が高くなっており、豊かな自然が保全されています。

地区名	総面積 (km ²)	宅地 (km ²)	構成比 (%)	農用地 (km ²)	構成比 (%)	森林等 (km ²)	構成比 (%)	その他 (km ²)	構成比 (%)
塩山地区	184.8	5.3	2.0	12.8	4.9	151.2	57.2	15.5	5.9
勝沼地区	36.2	2.2	0.8	7.2	2.7	18.4	7.0	8.4	3.2
大和地区	43.1	0.3	0.1	0.9	0.3	41.9	15.9	0.0	0.0
合計	264.1	7.8	2.9	20.9	7.9	211.5	80.1	23.9	9.1

出典：甲州市国土利用計画

(4) 山梨県の過去の災害歴

①風水害

年月日	被害状況
1674年 (延宝 2.8.16~17)	釜無川、笛吹川など大洪水、死者、田畑の流失や山崩れもおびただしく、万力差出の水門が破壊（甲陽始末記）
1676年（延宝 4.9）	笛吹川洪水、河口湖満水のため人命、土地の損失甚大（山梨県水害史）
1688年（貞享 5.8）	釜無川、笛吹川筋や郡内などに大洪水、甲府盆地各所に水没箇所多く大凶作、10月再び大洪水（山梨県水害史）
1757年（宝暦 7.5.29）	大雨により笛吹川沿岸の堤防が決壊、荒川の三ツ水門も切れて府中片羽町に浸水（甲陽伝記）
1828年 (文政 11.6.29~7.1)	笛吹川出水して差出の水門を破り、坂下 18カ村を剥がして甲府城下まで及ぶ（山梨県水害史）、甲府三ツ水門が破れて西青沼、片羽町に浸水（坂田家日記）
1898年 (明治 31.9.6~8)	県下大水害、死者 150人
1907年 (明治 40.8.22~28)	県下大水害、死者 232人、家屋全壊・流出 5,767戸、浸水家屋 15,057戸

1910年 (明治 43.8.2~17)	前線と台風による豪雨連日にわたり県下一面大洪水、甲府市を始め盆地南部一帯被害甚大、死者 24 人
1912年 (大正 1.9.22~23)	台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者 54 人、家屋全壊 2,601 戸
1922年 (大正 11.8.23~26)	台風の大雨により東山梨郡下の被害大、死者 55 人
1934年 (昭和 9.9.18~21)	室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流失家屋 507 戸、死者 13 人
1935年 (昭和 10.9.21~26)	前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一体が激甚、死者 39 人
1936年 (昭和 11.9.26~27)	前線と低気圧の大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川の流域に被害、死者 22 人
1945年 (昭和 20.10.3~11)	前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋 256 戸、浸水家屋 6,130 戸、死者、行方不明 36 人
1947年 (昭和 22.9.13~15)	カスリン台風来襲、死者 16 人
1956年(昭和 31.2.27)	翌日にかけて県下に大雪、甲府で積雪 31cm
1958年 (昭和 33.5.13)	50年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
1958年 (昭和 33.8~9)	2度にわたり台風被害、死者 14 人、損害額（公共施設等）30 億円
1959年 (昭和 34.8.14)	台風 7 号により前夜から早期にかけて県下に豪雨、空前の大被害、死者 90 人
1959年(昭和 34.9.26)	台風 15 号（伊勢湾台風）来襲、死者 15 人
1966年 (昭和 41.9.25)	台風 26 号被災、公共被害 100 箇所、損害額 2 億円、家屋被害 39 戸（うち全壊 2 戸）
1978年 (昭和 53.7.8)	甲府中心に集中豪雨、戦後最高の日最大 1 時間降水量 73mm を記録 この年、明治 28 年の気象観測始まって以来の猛暑で、日最高気温 30℃以上連続 52 日、干ばつ被害 32 億円
1982年 (昭和 57.8.1~3)	台風 10 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者 7 人
1983年 (昭和 58.8.15~)	台風 5、6 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者 2 人、河口湖増水
1991年 (平成 3.8.20~21)	台風 12 号を取り巻く雨雲県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明 8 人

1991年 (平成 3.9.18~19)	秋雨前線と台風 18 号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明 2 人
1997年 (平成 9.3.11~15)	勝沼町(現:甲州市)の高尾山から出火、戦後最大規模の山林火災、焼失面積 374.9ha、被害総額 4 億 7,793 万円
1998年 (平成 10.1.8~16)	県下に 3 回にわたり大雪、14 日~16 日にかけての積雪が、甲府で 49cm、山中湖で 120cm などを記録、死者 3 人、農業関係を中心に大きな被害発生、被害額約 73 億 1,900 万円
1998年 (平成 10.8.26~31)	停滞前線と台風 4 号の大雨により、県南部及び東部を中心に大規模な被害が発生、被害額約 29 億 900 万円
1998年 (平成 10.9.15~16)	台風 5 号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者 1 人、床上浸水 43 戸、床下浸水 274 戸、被害額約 58 億 4,800 万円
2000年 (平成 12.9.11~17)	9 月 11 日~12 日に甲府地方気象台観測史上最大の降水量 310mm(甲府市)を記録し、床上浸水 103 棟、床下浸水 532 棟、被害総額 102 億 1,800 万円
2001年 (平成 13.1.25~28)	28 日の積雪が山中 105cm、甲府 38cm などを記録、平成 10 年 1 月に匹敵する大雪、死者 2 人
2001年 (平成 13.9.8~11)	台風 15 号の大雨で県南部及び東部で大きな被害発生、被害総額 62 億 8,100 万円
2002年 (平成 14.7.10~11)	台風第 6 号の大雨により、県中西部をはじめ県下全域で被害発生、床上浸水 1 棟、床下浸水 51 棟等被害総額 30 億 7,200 万円
2003年 (平成 15.8.8~9)	台風 10 号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で被害が発生、河川増水による死者 1 人、重軽傷者 4 人、家屋一部損壊 3 棟等、被害総額約 10 億 4,600 万円
2007年(平成 19.9.6)	台風 9 号による大雨。大菩薩で 530mm の総雨量を記録
2010年(平成 22.7.25)	午後 4 時から 6 時まで、勝沼で 1 時間に 23mm の豪雨
2011年 (平成 23.9.2)	台風 12 号の大雨により、大月市で 6ha の深層崩壊が発生。県内の被害総額 27 億 9,142 万円
2011年 (平成 23.9.21)	台風 15 号の大雨により、県内全域で被害発生。県内の被害総額約 55 億 3,448 万円
2014年 (平成 26.2.14~15)	甲府地方気象台観測史上最大の積雪量を記録。甲府 114cm、河口湖 143cm を記録。一時 13 市町村 1,800 世帯が孤立
2019年 (令和元.10.12~13)	台風 19 号の大雨により、本県で初めてとなる大雨特別警報が本市を含む県内 20 市町村に発令。県内の被害総額約 92 億円

②地震

年月日	被害状況
1707年 (宝永4.10.4)	(宝永地震)未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士山は山崩れのために塞がった(M8.4)(新編日本被害地震総覧:1989)
1854年 (嘉永7.11.4)	(安政東海地震)五ツ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋7割潰れ、鰍沢では住家9割潰れ、死者150人(M8.4)(新編日本被害地震総覧:1989、地震の辞典:1987)
1898年 (明治31.4.3)	山梨県中部を震央とする地震(M5.9)、南巨摩郡睦合村(現南部町)で山岳(安部岳)の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902年 (明治35.5.25)	山梨県東部を震央とする地震(M5.4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村(現大和村)に小亀裂等
1915年 (大正4.6.20)	山梨県東部を震央とする地震(M5.9)、甲府市水道管亀裂4~5ヶ所
1923年 (大正12.9.1)	(関東大地震)(M7.9 甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3ヶ所
1924年 (大正13.1.15)	丹沢地震(M7.3 甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60ヶ所
1944年 (昭和19.12.7)	(東南海地震)(M7.9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29ヶ所等(山梨日日新聞)
1976年 (昭和51.6.16)	山梨県東部を震央とする地震(M5.5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22ヶ所、田畑31ヶ所、農業用施設79ヶ所等
1983年 (昭和58.8.8)	山梨県東部を震央とする地震(M6.0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147ヶ所、農林業用施設55ヶ所、道路21ヶ所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5,000万円
1996年(平成8.3.6)	山梨県東部を震央とする地震(M5.3)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5,000万円

2005年 (平成17.7.31)	山梨県東部を震源とする地震 (M4.0)、国道411号線一之瀬高橋で山腹崩壊発生
2007年(平成19.7.16)	新潟県中越沖地震 (M6.8)、甲府で震度3
2008年(平成20.6.14)	岩手・宮城内陸地震 (M7.2)、甲府で震度2
2011年 (平成23.3.11)	午後2時46分東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) (M9.0) 甲府、甲州市震度5弱、太平洋岸に津波発生津波最大40.4m 福島第1原発事故発生
2011年(平成23.3.15)	静岡県東部地震 (M6.4)、甲府で震度4
2012年(平成24.1.28)	県東部・富士五湖を震源とした地震 (M5.4)

出典：甲州市地域防災計画



平成26年 雪害



平成26年 雪害



令和元年 台風19号

2. 本市の強靱化度の評価

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）に示されている自地域の強靱化度チェックシートを用いた本市の強靱化度は、8つの基本目標に対して「十分できている」を3点として評価した結果、「必要不可欠な行政機能は確保する」が2.5点、「ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる」が2.5点、「社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」が2.3点で高評価となっている一方、「必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する」が1.5点、「救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活を確実に確保する」が1.7点、「経済活動を機能不全に陥らせない」が1.7点と、行政機能を含めた社会インフラ系の整備はできていますが、情報伝達、救助・救急、健康・避難生活の確保、経済活動の維持が低い評価となっています。



3. リスクシナリオを考える際の前提となる災害の想定

山梨県は、他県に比べて災害が少ない地域であるとの認識を持たれています。しかし、過去の災害歴をみて分かるように、ひとたび風水害や地震等が発生した場合、死者や重軽傷者、家屋の被害等が発生します。これらの災害によって市民の生命や財産が脅かされることのないように、リスクシナリオを考える際の前提として、本市では以下の自然災害を想定します。

■想定される自然災害

No.	想定される自然災害
1	地震（南海トラフ地震、首都直下地震等の巨大地震）
2	大規模火災
3	豪雨・浸水
4	大規模な土砂災害
5	豪雪

4. 起きてはならない最悪の事態の設定

国の制定する国土強靱化計画においては、政府が行っている取り組みを45の「起こってはならない事態」及び12の施策分野に対応させ、個々の「起こってはならない事態」を回避する観点から、また個々の施策分野における強靱化推進の観点から課題を確認するという方法で脆弱性の評価を行っています。

市では、3.の自然災害を前提とした「事前に備えるべき目標」と独自に定めた「起きてはならない最悪の事態」について、国の12の重点化プログラムと整合性をとり、市として重点化すべき施策を次のように設定しました。

■起きてはならない最悪の事態（網掛け部分は重点化施策）

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建物崩壊等による多数の死傷者の発生
		1-2 大規模火災発生による多数の死傷者の発生
		1-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 食料等の安定供給の停滞
		2-2 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態
		2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4 医療施設及び関係者の被災・絶対的不足、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
		2-5 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水、食料、休憩場所等の供給不足
		2-6 被災地域における疫病・感染症等の広域的な発生
		2-7 要援護者支援が行き届かない事態
3	大規模自然災害発生直後であっても、市民の生活に必要不可欠な機能を確保する	3-1 交通網やライフラインの寸断・途絶、職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
4	大規模自然災害発生直後であっても、情報通信機能を確保する	4-1 災害時の情報通信の麻痺・長期停止

5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の停止
		5-2 風評被害等による市内経済への甚大な被害
		5-3 災害による農業の長期的な停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、市民生活の早期復旧を図る	6-1 異常気象等による広域的な住宅地等の浸水
		6-2 大規模な土砂災害による建物の崩壊、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり市全土の脆弱性が高まる事態
		6-3 雪害による機能の麻痺
		6-4 長期にわたる上下水道等の機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、避難施設等の損壊、農地・森林等の荒廃による被害の拡大・二次災害の発生
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 富士山噴火による飛灰の蓄積の影響で道路通行不良が発生することや、地震などの災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞することにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 脆弱性評価

「脆弱性の評価」については、基本法の第九条第五項及び第十七条に定められています。本市の脆弱性評価においては、以下の手順で評価を行いました。

- ① リスクとして大規模自然災害を想定
- ② 8つの事前に備えるべき目標と21の起きてはならない最悪の事態を設定
- ③ 起きてはならない最悪の事態に対する現状の脆弱性を分析・評価

本市における8つの事前に備えるべき目標に対する脆弱性の評価結果は以下の通りです。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物崩壊等による多数の死傷者の発生を防ぐ

- ・ 公共施設には多くの人が集まるため、災害時に多くの犠牲者を出さないように、耐震性が十分でない施設や老朽化した建物の安全を確保しておく必要があります。
- ・ 地震発生時に適切な避難行動をとるためには、地震時の危険地域を市民が把握しておく必要があります。
- ・ 耐震性の低い避難路沿道建築物は、地震等で倒壊し避難路を塞ぐ恐れがあります。診断の結果、耐震性の低い避難路沿道建築物は、耐震改修工事を促す必要があります。
- ・ 昭和56年5月以前に着工された木造住宅については、耐震性が低く地震発生時に倒壊する恐れがあるため、耐震化の促進を図る必要があります。
- ・ 大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等により2次被害が発生する可能性があります。被災建築物の危険性の判定が速やかに行える体制を整えておく必要があります。
- ・ 災害により住居を失った人のため、仮設住宅等の手配ができる体制を整えておく必要があります。

1-2 大規模火災発生による多数の死傷者の発生を防ぐ

- ・ 広範囲にわたる大規模火災は、市の消防力だけでは対処できないことも考えられます。消防力の確保について、平時から対応策を講じておく必要があります。
- ・ 林野火災は大規模火災になる可能性が高く、被害が拡大する恐れがあります。林野の防火対策を徹底していく必要があります。
- ・ 一般家庭からの出火によって、大規模火災につながることも考えられます。一般家庭に対して火災時の対処方法を指導していく必要があります。

1-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐ

- ・ ハザードマップの情報が市民に伝わっていないことで避難行動に遅れが発生する可能性があります。ハザードマップの情報を市民が随時入手できるようにする必要があります。
- ・ 一人暮らし高齢者や障害を持つ人は災害時に迅速に避難行動ができない恐れがあります。自主防災組織の活用や避難訓練等を有効に活用し、支援体制を充実させる必要があります。
- ・ 観光客や外国人などは災害時に避難場所や、日本語による避難誘導が分からないなど、避難行動に支障が出る可能性があります。災害時にも適切に対応できるよう対策を講じる必要があります。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 食料等の安定供給の停滞を防ぐ

- ・ 災害時に避難者に供給する食料や水等の確保は、必要数量を把握し、調達先、調達数量、輸送方法等について事前に把握し、災害時に供給が滞ることがないように努める必要があります。

2-2 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態を防ぐ

- ・災害時には道路の冠水や路肩・法面の崩落等、通行上の危険が発生する可能性があります。そのような際には、適切な道路通行規制を行い、市民の安全確保に努める必要があります。
- ・災害時に交通網が寸断されることにより、避難行動に支障が出たり、食料などの必要物資が届かないなどの影響が生じる可能性があります。道路管理を徹底し、防災上重要な箇所や補修が必要な箇所について、適切な防災対策を行う必要があります。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐ

- ・集落の状況によっては、災害時に交通網が寸断され孤立する可能性があります。孤立する恐れのある集落を把握し、救援体制の構築を事前に行っておく必要があります。

2-4 医療施設及び関係者の被災・絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺を防ぐ

- ・災害時には医療施設や医療従事者が被災する可能性もあります。そのため必要な医療処置を施すことが困難となります。非常時に医療機能の麻痺が起こらないように体制や支援ルートを確保する必要があります。
- ・災害時において、人工血液透析、人工呼吸器装着、酸素療法等を受けている在宅患者や周産期医療を必要とする患者など、医療の中断が生命に影響する患者については、医療の供給体制について事前に整備しておく必要があります。
- ・乳幼児、妊産婦、寝たきりの高齢者、障害児者等の要配慮者には、災害時に必要な医療やケアが提供できるよう体制を整えておく必要があります。

2-5 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水、食料、休憩場所等の供給不足を防ぐ

- ・本市には観光客が多く訪れるため、災害時には、帰宅困難になる観光客が多く発生することが予想されます。観光客への適切な避難誘導、避難所の提供等、日ごろから情報提供体制作りにも努めていく必要があります。

- ・観光客、通勤者、通学者、出張者など、災害時には市の想定を上回る被災者が発生する可能性があります。避難者の増加に備えて、避難所や水、食料等の供給体制を整備しておく必要があります。

2-6 被災地域における疫病・感染症等の広域的な発生を防ぐ

- ・災害時には疫病、感染症等の蔓延が懸念されます。スペースの限られた避難所においても、避難者どうしの間隔を取る、アルコール消毒を適宜実施するなど、感染症拡大予防に努める必要があります。

2-7 要支援者への支援が行き届かない事態を防ぐ

- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など、災害時に特に支援が必要な人たちに適切な支援が行えるよう日頃から体制を整えておく必要があります。

3. 大規模自然災害発生直後であっても、市民の生活に必要な不可欠な機能を確保する

3-1 交通網やライフラインの寸断・途絶、職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全を防ぐ

- ・災害時には、道路の陥没や倒木などによって交通機能が長期に渡って機能不全に陥る可能性があります。日ごろから道路管理に努め、災害時にも交通機能が維持できる体制を強化しておく必要があります。
- ・災害時には、停電や断水などライフラインが寸断される可能性があります。市民の避難所生活が長期化する恐れがあります。事前に災害予防措置を講じておく必要があります。
- ・災害時の対応のため、市職員が長期間市庁舎に宿泊・滞在することが想定されます。職員の飲料水・食料の備蓄、寝袋や簡易ベッドなどの準備体制を業務継続の観点から構築する必要があります。
- ・市庁舎等の機能不全は、市民生活の回復に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する必要があります。代替機能の構築、情報システムの機能維持等、業務継続計画の策定・見直しが必要となります。

4. 大規模自然災害発生直後であっても、情報通信機能を確保する

4-1 災害時の情報通信の麻痺・長期停止を防ぐ

- ・災害時には、電話の寸断や回線の集中によるつながりにくさ等が発生する可能性があります。非常時にも必要な連絡が取れるよう、体制を整備する必要があります。
- ・防災行政無線は、市民に災害情報を伝える重要な手段です。災害時に通信設備が機能不全に陥らないよう、日ごろから点検・整備に努める必要があります。

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の停止を防ぐ

- ・災害時には、社員の通勤手段が確保できなかつたり、設備故障が発生するなど、企業活動の継続が困難になることが考えられます。各企業においては、災害時に重要業務を継続できるよう、日ごろから事業継続計画（BCP）を策定するなど、防災活動の推進に努める必要があります。

5-2 風評被害等による市内経済への甚大な被害を防ぐ

- ・原子力災害等により、市内の農作物等に対して風評被害が発生する可能性があります。風評被害に陥らないようモニタリング結果の公表など適切に対応する必要があります。

5-3 災害による農業の長期的な停滞を防ぐ

- ・災害によって農地・森林等の荒廃が発生し、それが長期化することによって被害が拡大することが予想されます。農業用ため池等の整備を日ごろから行っておく必要があります。
- ・台風や集中豪雨などによって、農地の浸水による被害が想定されます。農業排水施設の老朽化対策等の対応が求められます。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、市民生活の早期復旧を図る

6-1 異常気象等による広域的な住宅地等の浸水を防ぐ

- ・近年の日本は集中豪雨が多発しており、本市においても豪雨発生時に笛吹川が氾濫するなど洪水が発生する恐れがあります。日ごろから河川管理を適正に進めていく必要があります。
- ・洪水などの災害発生時には市民に迅速に情報を伝達しなければなりません。雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制を整備するなど、情報収集と連絡方法について体制を整えておく必要があります。
- ・災害時に迅速な避難を行うために、ハザードマップを利用し、市民が住んでいる場所の災害の危険性を把握しておく必要があります。

6-2 大規模な土砂災害による建物の崩壊、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり市全土の脆弱性が高まる事態を防ぐ

- ・大規模な土砂災害等によって、広範囲にわたる山地・森林の崩壊、林道の寸断等が発生すると、長きにわたって都市機能が麻痺する恐れがあります。市は崩壊等の可能性のある山地の治山事業を推進するなど、山地災害を防ぐための手立てを日ごろから講じておく必要があります。
- ・土砂災害による山地の荒廃は、二次災害を引き起こす可能性があります。市は二次災害によって市民の生命が危険にさらされることの無いよう、土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り等が発生する可能性がある地域を明らかにして、速やかに市民に注意喚起を行う必要があります。

6-3 雪害による機能の麻痺を防ぐ

- ・大雪時には、市の除雪体制により、交通確保に努める必要があります。
- ・大雪時には交通が麻痺することにより、水や食料等の入手が困難になることが予想されます。市は備蓄に努めることはもちろんのこと、市民に対しても家庭での備蓄を呼び掛けるなど、家庭で行える予防・安全対策の普及・啓発に努める必要があります。

- ・大雪によって雪崩が発生する可能性のある地域については、日ごろからその危険性を周知し、注意喚起に努める必要があります。

6-4 長期にわたる上下水道等の機能停止を防ぐ

- ・災害時には上下水道の断絶等の被害が発生する可能性があります。災害時のし尿処理については、生活衛生の確保を最重要事項として対応に努める必要があります。
- ・災害発生時には、市は上下水道、処理場等の点検調査を行い、迅速に修繕を行うなど機能確保に努める必要があります。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、避難施設等の損壊、農地・森林等の荒廃による被害の拡大・二次災害の発生を防ぐ

- ・ため池、ダムなどの損壊が発生した際には被害の拡大や二次災害が発生する可能性があります。市は日ごろから施設の点検を行い、維持管理に努める必要があります。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 富士山噴火による飛灰の蓄積の影響で道路通行不良が発生することや、地震などの災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞することにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

- ・災害発生時は道路の寸断や災害廃棄物の置き場の不足など処理に長い期間を有する可能性があります。市は災害廃棄物の処理方法について、計画に基づいた対策を講じておく必要があります。
- ・災害時にはごみ・し尿・災害廃棄物等が大量に発生し、衛生上の問題が発生する可能性があります。また感染症などの病気の蔓延も懸念されます。市は被災地の環境衛生の保全と早期復興を図る必要があります。

- ・富士山火山による降灰は、健康、交通、ライフライン、建造物、給水等、広範囲に被害を及ぼします。市は、降灰による被害から早期復旧を行うための対策を講じる必要があります。また「富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書」により、富士山噴火時に山中湖村に広域避難の必要が生じた場合、一時集結地・受入避難所の開設準備を行うなど、受け入れが迅速かつ適切に行われるように努める必要があります。

8-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

- ・災害時には、自らの身を守る自助、地域で助け合う共助が重要です。日ごろから市民が自発的に防災に関わる体制を構築しておく必要があります。
- ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等は災害時に特に情報伝達や避難行動について配慮が必要になります。要配慮者に対する支援体制の強化が重要となります。

第5章 強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」に対応した推進方針と取り組み状況を評価するための参考項目は以下の通りです。

市は、「防災危機管理室」を設置し、災害に対する危機管理体制の強化に努めています。しかし、強靱化を推進していくためには、行政だけでなく、市民や事業者の協力が必要です。推進方針に対する職員の理解、地区ごとの講習会や自主防災組織による訓練等を通しての市民への周知、また事業者との連携を構築し、強靱化の推進を図ります。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物崩壊等による多数の死傷者の発生を防ぐ

- ・市は、市民に安心して公共施設を利用してもらえるように、耐震性が十分でない施設等、老朽化した建物の現状を早急に明らかにして安全性を確保していきます。
(行政)
- ・不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に避難所が開設される学校等については、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果に基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討していきます。(行政)
- ・公共施設の定期点検などを実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努めます。(行政)
- ・市は、県からの情報提供のもと、地震ハザードマップの改訂に努めます。
(行政)
- ・市営住宅の安全性の確保・向上を図るために、「甲州市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、これまで更新時期を経過した住宅の建替えや全面的改修工事、外壁・防水改修工事を進めてきており、一定の成果がありますが、事業が未実施な建物も依然多く存在しています。今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、引き続き計画に基づいた建替えや、改善事業などを実施します。(行政)
- ・老朽度の著しい建物については、改築の促進を図ります。(行政、市民、事業者)

- ・住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、甲州市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図ってきており、一定の成果はあるものの、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあるため、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図ります。(行政)
- ・地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、市が緊急輸送道路を指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して耐震診断費等への補助を実施しており、一定の成果がありますが、全対象建築物の診断実施を目指して補助事業を継続します。また診断が義務となる建築物については、期限までの診断結果の報告を行い、耐震性能が低い建築物については耐震改修工事等を促し、避難路等沿道にあるブロック塀等についても転倒する危険性のある箇所は耐震点検及び耐震改修等への補助事業を今後も継続します。
(行政)
- ・大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度に基づき、速やかに判定実施本部を設置するとともに、県に対し被災建築物の判定活動を要請し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施します。(行政)
- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供については、応急仮設住宅の必要戸数や被災状況を勘案して、建設候補地の中から実際に応急仮設住宅の建設が可能な用地の情報などを的確に県に伝える等、県と協力体制を推進します。
(行政)
- ・空家等のうち、特定空家等に該当するおそれがあるものについては、速やかな改善が求められることから、早期に助言又は指導を行っていきます。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・住宅の耐震化率：75.8%

1-2 大規模火災発生による多数の死傷者の発生を防ぐ

- ・火災等の災害発生時に、市の消防力だけでは対処できないと判断した場合には、山梨市及び笛吹市とあらかじめ締結している「山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書」に基づき応援を要請し、被害の最小限度への防止に努めます。
(行政)

- ・市は、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進します。
(行政)
- ・市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、林野火災などの大規模火災にも対応できるよう、整備・確保に努めます。(行政)
- ・市は、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図ります。(行政)
- ・市長又は東山梨消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請します。
(行政)
- ・市は、市民に対して初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図ります。(行政、市民)
- ・市は、自主防災会など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導します。(行政、市民)
- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制を推進します。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・消防団員数(定数)、充足率：878人(950人)、92.4%(R2)
- ・防災協定にもとづく防災・減災に関する啓発・講習会開催数：3回

1-3 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐ

- ・ハザードマップの冊子の配布その他の適切な方法により提供するとともに、住民がハザードマップの情報を随時入手できるようにするため、当該情報を市ホームページに掲載します。(行政)

- ・避難行動要支援者名簿登録制度について、広報等で市民への周知を図るとともに、避難行動要支援者名簿への登録を勧め、地域住民と共に自主防災組織のあり方や避難訓練の実施等、普及啓発に努めます。(行政)
- ・市は、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム「ふれあいペンダント」の設置要件に該当する方(65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な方)は、申請により設置し、活用します。(行政)
- ・定住外国人については、平素から地域自治会、自主防災会との連携強化に努めるとともに、防災訓練等に参加するよう積極的に呼びかけを行います。(行政、市民)
- ・地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しくかつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及に努め、災害時でも適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を図ります。
(行政)
- ・市内各所に避難地、避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めます。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・定住外国人の人数：244人(R3.3)

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 食料等の安定供給の停滞を防ぐ

- ・市は、食品の供給にあたっては「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の本市における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努めます。(行政、事業者)
- ・市は、被災者の生活の維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給配分を行えるよう、県、関係機関と協力し、その備蓄する物資・資機材の供給に関し相互に協力するよう努めます。(行政、事業者)

- ・食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めます。(事業者)
- ・市は、被災者及び災害応急業務の従事者への食料として、市で備蓄するアルファ米、飲料水等を速やかに供給します。(行政)
- ・市は、アレルギー、腎疾患、透析患者、糖尿病、高血圧等食事制限のある被災者にも食料が供給できるよう計画を行います。(行政)
- ・市は、災害のため飲料水が、枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施します。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・災害時応援協定等（含む物資供給協定）の締結数：21 協定
- ・災害時に活用できる炊き出し施設の数：3 か所

2-2 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態を防ぐ

- ・道路管理者は、道路の冠水や路肩・法面等の崩壊による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等の必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努めます。(行政、事業者)
- ・道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所（区間）の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施します。
(行政、事業者)
- ・道路管理者は、道路点検等で対応が必要とされた箇所（区間）について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策を実施します。(行政、事業者)
- ・道路管理者は、緊急輸送路等の橋梁、トンネル等の耐震化及び長寿命化を計画に基づき推進を図ります。(行政、事業者)
- ・道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行います。
(行政、事業者)

- ・地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、県及び市が緊急輸送道路を指定することにより、耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており一定の成果がありますが、全対象建築物の診断実施を目指して補助事業を継続します。また診断が義務となる建築物については、期限までの診断結果の報告を行い、耐震性能が低い建築物については耐震改修工事等を促し、避難路等沿道にあるブロック塀等についても転倒する危険性のある箇所は耐震点検及び耐震改修等への補助事業を今後も継続します。(行政)
- ・市、県及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の一時的な避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係各機関が連携して、必要に応じて、滞在場所を確保し、最寄りの指定避難所、公共施設、駅等安全な場所に誘導し保護するとともに、対象者が多数の場合は市庁舎等公共施設の提供に努めます。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・県及び市による緊急輸送道路の指定路線数：県 5 路線・市 2 路線

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐ

- ・市は、災害等による孤立予想地区をはじめ、孤立のおそれがある地区の実情に応じ、衛星携帯電話の配備やヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努めます。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・孤立の可能性のある集落数：4 集落

2-4 医療施設及び関係者の被災・絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺を防ぐ

- ・市災害対策本部は被災情報を収集し、被害状況に応じ、臨時（仮設）医療救護所を設置します。(行政、医療機関)
- ・医療救護所の設置後、速やかに設置内容について管轄保健所に報告するとともに、設置について市防災行政無線、避難所への掲示、標識等により被災者に周知します。(行政、医療機関)

- ・市は、市医師会及び市薬剤師会に対して医療救護班の派遣を要請します。
(行政、医療機関)
- ・市は、市医師会等からの医療救護班の派遣が困難と判断した場合は、速やかに地区医療救護対策本部（保健所）を通じ県医療救護対策本部（医務課）へ医療救護班の派遣を要請します。(行政、医療機関)
- ・医療機関は、被災傷病者等の受け入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療救護スタッフの派遣を行います。(医療機関)
- ・災害時において、人工血液透析、人工呼吸器装着、酸素療法等を受けている在宅患者や周産期医療を必要とする患者など、医療の中断が生命に影響する患者及び乳幼児、妊産婦、寝たきりの高齢者、障害児者等の要配慮者の対応については、「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」及び「災害時における保健師活動マニュアル」に基づき医療救護活動を行います。(行政、医療機関)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・災害時における医療救護活動の支援に関する協定数：2 協定

2-5 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水、食料、休憩場所等の供給不足を防ぐ

- ・市は、避難所として、災害に対し安全な建物、広場などをあて、さらに給食施設を有するものか又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮します。
(行政)
- ・市は、避難所施設の老朽化、人口動態の変動等により避難所の適宜見直しを図ります。(行政)
- ・市は、市役所本庁舎、勝沼支所、大和支所で資機材、物資等を備蓄します。また、災害時に速やかな物資の供給が実施できるよう、避難場所指定施設等への分散備蓄も併せて推進します。(行政)
- ・市は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、警察、鉄道管理者等と相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努めます。(行政)

- ・市は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努めます。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・災害時における食糧、飲料水、生活物資の供給に関する協定数：4 協定

2-6 被災地域における疫病・感染症等の広域的な発生を防ぐ

- ・市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延の防止に必要があると認めるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき、知事の指示に従って措置を実施します。(行政)
- ・市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線、CATV等による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行います。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・災害時における防疫用資機材、薬剤の供給に関する協定数：3 協定

2-7 要支援者への支援が行き届かない事態を防ぐ

- ・市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など）を支援する体制を整え、有効な運用に努めます。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・要支援者名簿登録者数：1,099人 (R2)

3. 大規模自然災害発生直後であっても、市民の生活に必要な不可欠な機能を確保する

3-1 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全を防ぐ

- ・災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行います。(行政、事業者)

- ・市は、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行います。(行政)
- ・市は、関係機関と連携し、早期に体制を整え、台風、豪雨、豪雪による被害を未然に防止、又は、被害の軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施します。(行政、事業者)
- ・市は、ライフライン管理者に協力し、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、必要な対策の推進に努めます。
(行政、事業者)
- ・市は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施します。ただし、市が対処できないときは、他市町村若しくは県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請します。(行政、事業者)
- ・市は、業務継続の観点に立ち、災害時の対応のために市庁舎に長期間宿泊・滞在する職員のため、飲料水・食料の備蓄、寝袋や簡易ベッドなどの準備を行います。
(行政)
- ・市庁舎等が被災し、機能不全に陥ることによる市民生活の回復の遅れを発生させないため、大規模災害時においても必要な機能を維持するよう、代替機能の構築や情報システムの機能維持等、業務継続体制を構築します。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・県及び市による緊急輸送道路の指定路線数：県 5 路線・市 2 路線

4. 大規模自然災害発生直後であっても、情報通信機能を確保する

4-1 災害時の情報通信の麻痺・長期停止を防ぐ

- ・災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、関東地方整備局、東山梨消防本部塩山消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信します。(行政)

- ・市は、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段としてホームページやSNS等を利用できるよう、平素から整備を図ります。(行政)
- ・市では、峡東ケーブルネット株式会社及び勝沼CATV株式会社と災害時の広報に関する連携体制の確保について協議を図ります。(行政、事業者)
- ・市は、被災状況の把握のため、県との協力により映像情報やコンピューターシステムによる情報収集・共有化の構築を推進します。(行政)
- ・市は、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくとともに、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めます。(行政)
- ・災害等により孤立地区が発生し通常の通信手段が不可となったとき、市は衛星携帯電話を活用し、通信連絡手段の確保に努めます。(行政)
- ・通常の通信手段が使用不可になった場合に備えて、又は小中学校や孤立予想地区との連絡手段として衛星携帯電話の配備を検討します。(行政、事業者)・災害時には、電話回線が集中し、使用が困難になる状況が予想されます。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ市役所等の電話を東日本電信電話(株)に災害時優先電話として登録しておきます。
(行政、事業者)
- ・市は、災害時における電話の集中又は有線途絶時に備え、県防災行政無線、市防災行政無線を整備しています。(行政)
- ・市では、本庁舎、勝沼庁舎及び大和庁舎に県防災行政無線局が設置されています。災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めます。(行政)
- ・市は、通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えます。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・市保有の衛星携帯数：8台

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 事業継続マネジメント等を通して企業活動の停止を防ぐ

- ・企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めます。（事業者）

5-2 風評被害等による市内経済への甚大な被害を防ぐ

- ・市は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害等による風評被害の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努めます。（行政）
- ・市は県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて収集するとともに、市内でモニタリングが必要と判断された場合には市有の可搬型測定機器により測定を行います。（行政）

5-3 災害による農業の長期的停滞の防止

- ・樹園地や畑作地帯など、急傾斜または特殊土壌地帯の整備を推進し、降雨による土壌の流出や崩壊の防止に努めます。（行政）
- ・決壊の危険が想定されるため池については、周辺地域の市民を中心に情報提供を行います。また、県との情報連絡体制や管理体制の強化について調整を行います。（行政）
- ・農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化や長寿命化に向けて、計画的な整備を行います。（行政）

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、市民生活の早期復旧を図る

6-1 異常気象等による広域的な住宅地等の浸水を防ぐ

- ・市は、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、河川改修など適正な管理を進めていきます。(行政)
- ・市は、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また、関係団体との連絡体制の確立を図ります。(行政)
- ・市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。(行政)
- ・市は、水防法第14条の規定に基づき、洪水により相当な被害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川等の河川において、水害等により浸水が想定される区域を住民に周知させるためにハザードマップを公表しています。(行政)
- ・市は、防災週間や防災関連行事等を通じて、市民に対して水害時のシミュレーション結果等を示しながら「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図ります。
(行政、市民)
- ・雨水排水などについては、宅地や道路への浸水を防止するために継続的な整備に努めます。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・県所管の雨量、水位観測所箇所数：雨量5か所、水位4か所

6-2 大規模な土砂災害による建物の崩壊、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり市全土の脆弱性が高まる事態を防ぐ

- ・市は、集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、小規模治山事業を実施します。(行政)

- ・市は、福祉施設、医療機関、幼稚園、保育所、保育園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施します。(行政)
- ・市は、山崩れを起こした崩壊地、浸食や異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図ります。(行政)
- ・市は、県関係機関と連携し、山地に起因する災害の防止のため、治山の取り組みを推進します。(行政)
- ・市は、県関係機関と連携し、急傾斜地崩壊対策事業を推進します。(行政)
- ・市は、県関係機関と連携し、災害に対する農地保全事業を推進します。(行政)
- ・市は、豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に対して砂防事業の実施を要請していきます。
(行政)
- ・森林整備事業による、防災対策推進のため、甲州市森林整備計画に搭載されている林道の整備を実施していきます。(行政)
- ・市は、老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化を図ります。(行政)
- ・市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進します。
(行政)
- ・市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力的に指導します。(行政)
- ・近年、自然災害による土地被害が多数発生していますが、地籍調査が復旧に際し役立つことから、山間部においても継続し調査を実施していきます。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・土砂災害警戒区域等の箇所数：急傾斜地の崩壊 370 か所、土石流 163 か所、地滑り 2 か所、計 535 か所

6-3 雪害による機能の麻痺を防ぐ

- ・市は、雪害の規模や程度、拡大の可能性等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施します。（行政）
- ・除雪体制については、国道、県道、市道は無雪化を理想とし、道路管理者ごとに幹線道路の除雪を行うとともに細部計画を樹立し、交通確保のための体制を整えます。（行政、事業者）
- ・豪雪により道路交通が遮断されたときは、必要に応じて県に消防防災ヘリコプターによる輸送を要請します。（行政）
- ・市は、豪雪時においても、住民生活の安心・安全を確保し、円滑な社会・経済活動が確保されるよう努めます。（行政）
- ・市は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図ります。（行政）
- ・積雪による建築物の倒壊を防止するために、屋根の雪降ろしをするよう市民に呼びかけます。（行政、市民）
- ・地形並びに気象情報等に基づき、雪崩等の発生が予想される場合には、当該区域に対する消防団等の警らを強化し、市民や事業者に必要な注意等を行うとともに、市及び防災関係機関は相互に連絡をとりながら対策を図ります。（行政、市民、事業者）
- ・市は、雪崩危険箇所の周辺地域住民に対して、その危険性の周知に努めるとともに、県に対して早期の対策推進を要請します。（行政）

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・災害時にヘリコプターが発着できるヘリポート数：24 か所

6-4 長期にわたる上下水道等の機能停止を防ぐ

- ・ 発災時は、被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害が想定され、その際に発生する家庭ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応します。(行政)
- ・ 被災時は、早急に管路・マンホールポンプ・処理場の点検調査を行い、道路等への影響も調査のうえ、仮設トイレの設置対応や仮設ポンプ等の設置を行うなど、衛生面に対応した設備確保を行います。(行政)

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、避難施設等の損壊、農地・森林等の荒廃による被害の拡大・二次災害の発生を防ぐ

- ・ 市は、定期的のため池の調査を実施し、危険と判断されるため池が発見された場合には、速やかに県に報告を行います。(行政)
- ・ 市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとります。(行政、事業者)
- ・ 山林の荒廃による保水能力の低下などにより、豪雨災害時の危険箇所が増加していることから、森林地域の適正管理を積極的に推進していきます。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・ 老朽ため池の整備状況：1か所、1,200 m³、漏水無

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 富士山噴火による飛灰の蓄積の影響で道路通行不良が発生することや、地震などの災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞することにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

- ・ 災害廃棄物は十分に環境に配慮し処理を行います。特に不法投棄及び野焼きの防止には十分注意を払います。(行政)

- ・ 発災による道路の寸断、発生した災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し集積します。また集積した災害廃棄物は計画的に処理施設へ搬入し処理を行います。(行政)
- ・ 市は、災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物(がれき)等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図ります。(行政)
- ・ 市は、災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行います。(行政)
- ・ 市は、災害廃棄物のうち、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努めます。(行政)
- ・ 発災時の清掃業務は通常と異なり、発生量やごみの組成、危険物の混入等が考えられることから、作業の安全性を確保するように努めます。(行政、事業者)
- ・ 市は、早期に復旧・復興を果たすため、できる限りすみやかに、最長でも発災から3年で災害廃棄物の処理を終えることとします。(行政)
- ・ 富士山火山による降灰は、健康、交通、ライフライン、建造物、給水等、広範囲に被害が及ぶとされています。市は、各防災機関や地域の自主防災組織と連携をとり、地域全体で火山災害に対する取り組みを強化していきます。(行政)
- ・ 富士山噴火時に山中湖村に広域避難の必要が生じた場合、市は「富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書」に基づき、広域避難対象者を把握し、一時集結地・受入避難所の開設準備を行い、収容可能数の状況把握・調整を行った上で、受け入れを迅速かつ適切に行うように努めます。(行政)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・ 災害廃棄物処理応援協定の締結数：1 組合
- ・ 仮置場の候補地数：3 か所

8-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

- ・ 「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、行政区を単位に自主防災組織を組織します。(行政、市民)

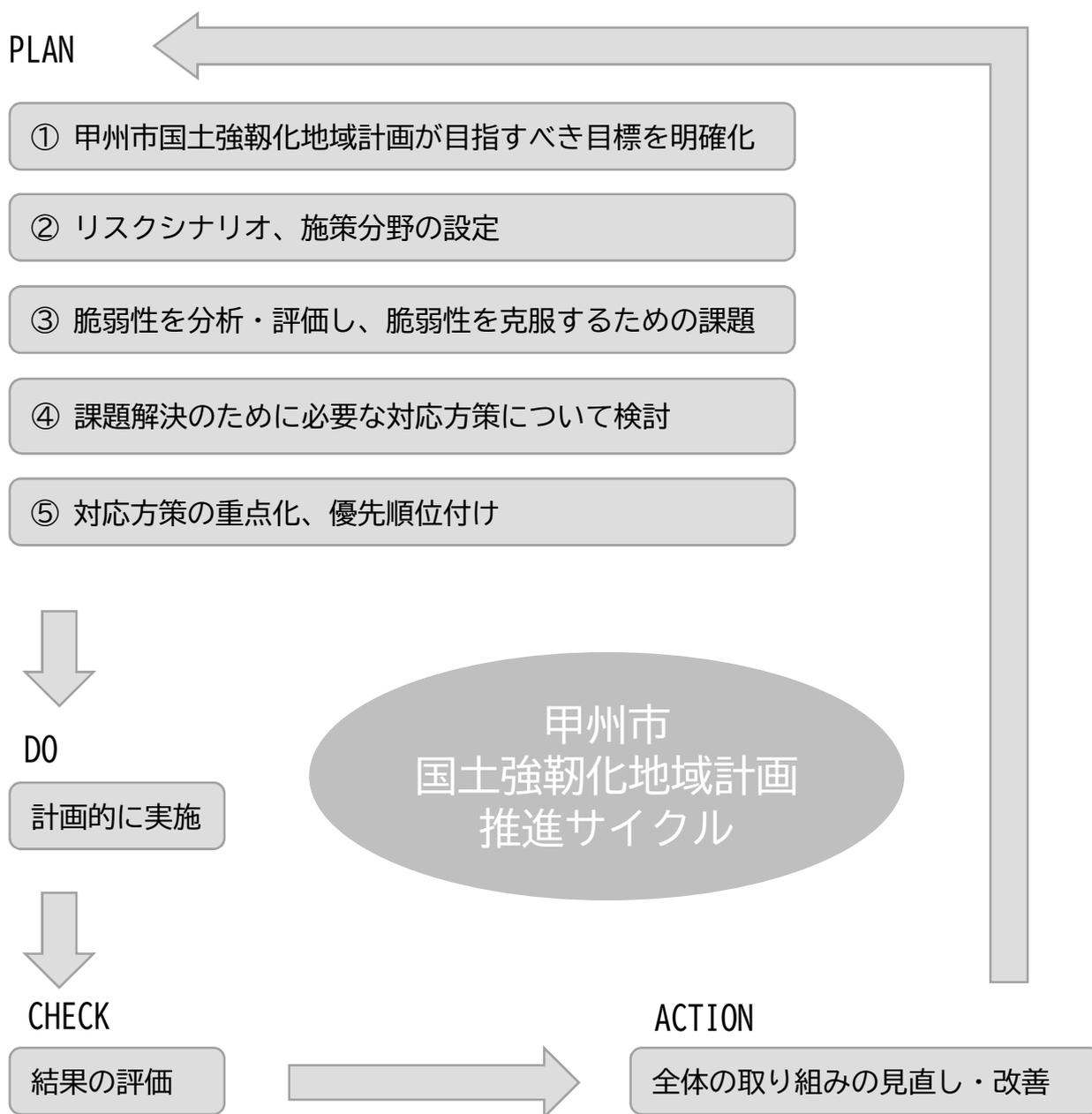
- ・市は、災害に強い安全・安心な地域をつくるために、自主防災組織の充実並びに強化、また消防団の活性化や常備消防・救急体制の充実による地域防災力の一層の強化を図るとともに、組織の連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。(行政、市民)
- ・市は、中核となる防災リーダーを養成し、活動を支援します。(行政、市民)
- ・市は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう防災訓練を実施します。(行政、市民)
- ・市民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努めます。(市民)
- ・非常持ち出し品の用意や、みんなで助け合って避難する自助・共助の意識をもつように市民意識の醸成に努めます。(行政、市民)
- ・市は、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進します。(行政、市民)
- ・多様な世代の世帯が集まって住むことにより、様々な交流が生まれ、防犯や災害時の助け合いにつながるように努めるとともに、活力のあるコミュニティの形成を目指します。(行政、市民)
- ・市は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮します。(行政)
- ・市は、幼児、児童・生徒に対し、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図ります。(行政、市民)
- ・市は、災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発します。(行政、市民)
- ・被災地での被災状況を把握のうえ、市災害対策本部と協議して、甲州市ボランティアセンターを設置します。(行政、事業者)

【取り組み状況を評価するための参考項目】

- ・ 自主防災組織の結成率：94%
- ・ 防災士数：68名（R2）

第6章 計画の推進と見直し

国土強靱化地域計画は、策定後にPDCAサイクルを回して取り組みを推進していくことが重要です。国の定めるガイドラインでは、以下の手順に従って、計画の策定、取り組みの推進を行うことが求められています。



本計画は、上記に示すPDCAサイクルを繰り返し、計画のチェックと見直しを随時行い、改善を重ねることで、強靱化の取り組みを有効的に推進していきます。

また、本計画は、各分野別計画の強靱化に関する部分の指針となる計画であることから、必要に応じて各分野別計画の所要の検討を行うなど、計画間の整合性を図っていきます。

第7章 資料編

■市内の避難所情報

避難所	住所	目安となる地区	収容人数目安	2階建て	木造	鉄骨	鉄筋コンクリート	鉄骨鉄筋コンクリート
塩山高校体育館	塩山三日市場 440 番地 1	千野上、三日市場 下、小屋敷	426					○
塩山中学校体育館	塩山下於曾 1039 番地 1	中央、下西、下中、 下於曾(西・東)	352			○		
塩山北中学校体育館	塩山上粟生野 133 番地	中萩原、下粟生野、 上粟生野	96			○		
松里中学校体育館	塩山小屋敷 1 番地	下柚木、藤木、小屋 敷	227			○		
塩山南小学校体育館	塩山上於曾 1017 番地	中央、下西、下中、 下於曾(西・東)	214			○		
塩山北小学校体育館	塩山千野 3421 番地	千野下、千野上、上 西、上東、町屋	125			○		
松里小学校体育館	塩山小屋敷 1378 番地	下柚木、藤木、小屋 敷、三日市場上	99			○		
井尻小学校体育館	塩山上井尻 675 番地	上井尻、三日市場 下	118			○		
奥野田小学校体育館	塩山熊野 906 番地	熊野、牛奥、西野 原、西広門田	118			○		
大藤小学校体育館	塩山上粟生野 492 番地 1	中萩原、下粟生野、 上粟生野	107			○		
神金小学校体育館	塩山上萩原 1518 番地 4	上萩原、下小田原、 上小田原	107			○		
玉宮小学校体育館	塩山竹森 3015 番地	竹森、福生里、平沢	106			○		
甲州市民文化会館	塩山上塩後 240 番地	上塩後、下塩後	837	○			○	

避難所	住所	目安となる地区	収容人数目安	2階建て	木造	鉄骨	鉄筋コンクリート	鉄骨鉄筋コンクリート
交流保養センター	塩山上小田原 738 番地 2	裂石、上小田原	124		○			
塩山東公民館	塩山上於曾 1919 番地 11	下東、赤尾、下萩原	65	○		○		
塩山西公民館	塩山上塩後 339 番地 1	上塩後、下塩後	64	○			○	
塩山北公民館	塩山千野 650 番地	千野上、千野下	91	○			○	
玉宮公民館	塩山竹森 3381 番地	竹森、福生里、平沢	34	○		○		
大藤公民館	塩山中萩原 658 番地 6	中萩原、下粟生野、 上粟生野	62				○	
神金公民館	塩山上萩原 9 番地	上萩原、下小田原、 上小田原	84	○			○	
松里公民館	塩山小屋敷 1353 番地	下柚木、藤木、小屋 敷	84	○			○	
奥野田公民館	塩山熊野 964 番地 1	熊野、牛奥、西野 原、西広門田	62	○			○	
井尻公民館	塩山上井尻 675 番地	上井尻、三日市場 下	68	○			○	
塩山南児童センター	塩山下於曾 1021 番地	中央、下西、下中、 下於曾(西・東)	64				○	
塩山北児童センター	塩山千野 3409 番地 4	千野上、千野下、上 西、上東、町屋	55				○	
松里保育所	塩山小屋敷 1403 番地	下柚木、藤木、小屋 敷	109		○			
奥野田保育所	塩山熊野 597 番地	熊野、牛奥、西野 原、西広門田	95		○			
萩原山恩賜林記念館	塩山上於曾 1093 番地	中央、下西、下中、 下於曾(西・東)	98	○			○	

避難所	住所	目安となる地区	収容人数目安	2階建て	木造	鉄骨	鉄筋コンクリート	鉄骨鉄筋コンクリート
勝沼小学校体育館	勝沼町勝沼 3001 番地	勝沼 1・2・3・4・5・13 区	128			○		
勝沼中学校体育館	勝沼町勝沼 761 番地 1	勝沼 6・7・14 区	160			○		
祝小学校体育館	勝沼町下岩崎 960 番地	祝 1・2・3・4・5・6・7・ 8・9・10 区	120			○		
東雲小学校体育館	勝沼町休息 1560 番地 1	東雲 1・2・3・4・5・6・ 7・8・9・12・13・14 区	120			○		
勝沼健康福祉センター	勝沼町休息 1867 番地 2	東雲 10・11・15 区	327	○			○	
菱山小学校体育館	勝沼町菱山 1071 番地	菱山 1・2・3・4・5・6・ 7・8・9・10 区	118			○		
勝沼体育館	勝沼町勝沼 1281 番地 2	勝沼 8・9・10・11・12 区	361			○		
天目分校	大和町木賊 119 番地	天目	33		○			
景德院	大和町田野 389 番地	田野	10		○			
田野集会場	大和町田野 469 番地 1	田野	8				○	
水野田地区集会所	大和町初鹿野 438 番地 16	水野田	8			○		
丸林集落センター	大和町初鹿野 2001 番地 1	丸林	16	○		○		
古部集落センター	大和町初鹿野 1547 番地 1	古部	16	○	○			
大和中学校体育館	大和町初鹿野 1643 番地	宮本	186			○		
大和小学校体育館	大和町初鹿野 1679 番地 5	宮本	87			○		

避難所	住所	目安となる地区	収容人数目安	2階建て	木造	鉄骨	鉄筋コンクリート	鉄骨鉄筋コンクリート
やまとの杜アリーナ	大和町日影 1080 番地	日影、共和	162	○			○	
鶴瀬集落センター	大和町鶴瀬 504 番地 2	鶴瀬	33	○		○		
甲州市消防団神金分団 第 8 部詰所	一ノ瀬高橋 216 番地	一ノ瀬高橋	10			○		

■避難地一覧

	施設名	所在地	電話番号
1	塩山高等学校校庭	塩山三日市場440-1	(0553) 33—2542
2	産業技術短期大学校	塩山上於曾1308	(0553) 32—5200
3	塩山中学校校庭	塩山下於曾1039-1	(0553) 33—2143
4	塩山北中学校校庭	塩山上粟生野133	(0553) 33—2737
5	松里中学校校庭	塩山小屋敷1	(0553) 33—3332
6	塩山南小学校校庭	塩山上於曾1017	(0553) 33—2151
7	塩山北小学校校庭	塩山千野3421	(0553) 33—2152
8	松里小学校校庭	塩山小屋敷1378	(0553) 33—3006
9	井尻小学校校庭	塩山上井尻675	(0553) 33—2509
10	奥野田小学校校庭	塩山熊野906	(0553) 33—2147
11	大藤小学校校庭	塩山上粟生野492-1	(0553) 33—2116
12	神金小学校校庭	塩山上萩原1518-4	(0553) 33—2752
13	神金第二小・中学校落合分校校庭	塩山上萩原4983-19	—
14	玉宮小学校校庭	塩山竹森3015	(0553) 33—2383
15	甲州市民文化会館（甲州市中央公民館）駐車場	塩山上塩後240	(0553) 32—1411
16	塩山高等学校第2グラウンド	塩山千野189-1	(0553) 32—3645
17	交流保養センター駐車場	塩山上小田原730-1	(0553) 32—4126
18	於曾公園	塩山下於曾539-4	
19	勝沼小学校校庭	勝沼町勝沼3099	(0553) 44—0272
20	勝沼中学校校庭	勝沼町勝沼761-1	(0553) 44—0152
21	等々力公園	勝沼町等々力1449	—
22	祝小学校校庭	勝沼町下岩崎960	(0553) 44—0179
23	上岩崎公園	勝沼町上岩崎369-1	—

	施設名	所在地	電話番号
24	藤井保育園跡地	勝沼町藤井	—
25	東雲小学校校庭	勝沼町休息1560-1	(0553) 44—0077
26	山区消防詰所前	勝沼町山966	—
27	小佐手小出荷所	勝沼町小佐手1023	—
28	綿塚飯縄神社	勝沼町綿塚946	—
29	勝沼健康公園	勝沼町休息1863	(0553) 44—1329
30	勝沼ぶどう郷駅前公園	勝沼町菱山3040	—
31	菱山小学校校庭	勝沼町菱山1066	(0553) 44—0528
32	中原公民館	勝沼町中原603-2	—
33	栖雲寺境内	大和町木賊122	(0553) 48—2797
34	景德院境内	大和町田野389	(0553) 48—2225
35	田野集会場広場	大和町田野469-1	—
36	水野田公会堂広場	大和町初鹿野484-2	—
37	丸林集落センター前	大和町初鹿野2001-1	—
38	農協倉庫前広場	大和町初鹿野1840	—
39	大和中学校校庭	大和町初鹿野1643	(0553) 48—2022
40	大和小学校校庭	大和町初鹿野1679-5	(0553) 48—2300
41	大和スポーツ公園	大和町日影772	(0553) 48—2921
42	西の原団地	大和町日影	—
43	鶴瀬バス停	大和町鶴瀬	—
44	山菅神社境内	大和町日影1335	—

■食料等備蓄情報

種類	市役所本庁	勝沼支所	大和支所	その他防災倉庫	合計
アルファ米等	22,200 食	985 食	1,950 食	3,500 食	28,635 食
飲料水 500ml ペットボトル	16,992 本	225 本	1,212 本	1,536 本	19,965 本
毛布	835 枚	464 枚	220 枚	90 枚	1,609 枚
簡易トイレ	64 基	16 基	7 基	814 基	901 基
造水機	1 台	1 台	1 台	0 台	3 台
感染症物品	445 個	125 個	30 個	0 個	600 個
発電機等	40 台	0 台	0 台	0 台	40 台
パーティション	374 基	240 基	40 基	350 基	1,004 基
ワンタッチテント	12 張	5 張	1 張	2 張	20 張
段ボールベット	620 台	240 台	40 台	100 台	1,000 台
その他日用品生活必需品	12,908 個	55 個	10 個	360 個	13,333 個

■その他防災倉庫一覧

名称	住所
上於曾防災倉庫（県立産業短大前）	塩山上於曾1337-4
塩むすび防災倉庫	塩山上於曾1132-7
玉宮防災倉庫（玉宮小学校校庭）	塩山竹森3015
大藤防災倉庫（甲州市消防団大藤分団詰所裏）	塩山中萩原517-6
祝防災倉庫（祝小学校校舍裏）	勝沼町下岩崎960
松里防災倉庫（JA松里支所前）	塩山小屋敷1535-1
神金防災倉庫（旧神金保育園前）	塩山下小田原488-4

■衛星携帯電話配備一覧

No	設置場所	電話番号	管理者
1	甲州市役所	080-1377-4815	市役所（総務課）
2	甲州市役所 勝沼支所	080-1377-4816	市役所（勝沼支所）
3	甲州市役所 大和支所	090-2400-1262	市役所（大和支所）
4	一之瀬区	080-2058-1796	塩山一之瀬区
5	勝沼13区（深沢）	080-2058-1797	勝沼13区区長
6	天目区	080-2058-1798	大和天目区長
7	一之瀬高橋区（落合）	080-8720-0368	塩山一之瀬高橋区長
8	北牛奥区（嵯峨塩）	080-8720-0367	嵯峨塩館

■雨量観測所一覧（県所管）

建設事務所名	観測場所	観測所名
峡東	塩山上塩後1239番地1	峡東建設事務所
〃	大和町初鹿野1693番地1	大和
〃	塩山一之瀬高橋1番地	萩原山
〃	塩山上萩原（裂石地内）	大菩薩嶺
〃	勝沼町菱山1番地	高尾山

■水位観測所一覧

河川名	水位観測所名	水位観測所位置	建設事務所名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	関係管理 団体
重川	重川赤尾堰堤下	塩山赤尾255番地	峡東	1.10	1.80	甲州市 山梨市
塩川	新塩川橋	塩山熊野20番地	峡東	0.60	1.00	甲州市
びんぐし川	びんぐし川穴田橋	勝沼町 休息1959番地	峡東	0.60	1.10	甲州市 山梨市
日川	日川葡萄橋	勝沼町 下岩崎1435番地	峡東	0.80	1.40	甲州市 山梨市 笛吹市

■水防倉庫一覧

河川名	倉庫		倉庫鍵保管者	所在地	資材					器具			
	名称	面積			丸太 (本)	空俵 (枚)	縄 (kg)	蛇籠 (本)	鉄線 (kg)	ジスコ ソコル ウレン プシ (丁)	鎌・鋏 ・鋸 (丁)	パカ ッタ チ (丁)	照 明 具 (灯)
重川(塩川)	熊野水防倉庫	29.8	総務課長	塩山熊野818-3	120	1,500	50	100	150	15	5	2	2
佐野川	中萩原水防倉庫	33.0	〃	塩山中萩原98-5	150	1,500	36	130	150	15	5	2	2
笛吹川	三日市場水防倉庫	33.0	〃	塩山三日市場2905-2	120	1,500	60	100	150	15	5	2	2
重川	小田原橋水防倉庫	33.1	〃	塩山下小田原488-1	120	1,000	50	140	150	15	5	2	2
〃	赤尾水防倉庫	32.4	〃	塩山千野70-2	170	4,000	50	—	150	20	5	5	2
びんぐし川	東雲水防倉庫	32.4	勝沼支所長	勝沼町休息2004-1	20	700	20	50	400	85	25	26	15

■ヘリコプター主要発着場一覧

名称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (巾×長さ)	防か所 署ら要 (所)の時 消間 (分)
			大型	中型	小型		
甲州市民文化会館 駐車場	塩山上塩後240番地	市長			○	50×60	5
塩山中学校校庭	塩山下於曾1039番地1	学校長	○			110×110	3
塩山北中学校校庭	塩山上栗生野133番地	〃	○			100×90	7
松里中学校校庭	塩山小屋敷1番地	〃			○	75×65	7
塩山南小学校校庭	塩山上於曾1017番地	〃		○		85×75	3
塩山北小学校校庭	塩山千野3421番地	〃			○	55×80	3
奥野田小学校校庭	塩山熊野906番地	〃			○	50×80	6
大藤小学校校庭	塩山上栗生野492番地1	〃			○	50×75	7
神金小学校校庭	塩山上萩原1518番地4	〃			○	75×50	10
玉宮小学校校庭	塩山竹森3015番地	〃			○	60×40	8
松里小学校校庭	塩山小屋敷1378番地	〃			○	55×80	6
井尻小学校校庭	塩山上井尻675番地	〃			○	75×45	6
神金第二 小中学校落合分校校庭	塩山上萩原4783番地19	〃			○	40×55	60
神金第二小中学校校庭	塩山一ノ瀬高橋404番地	〃			○	40×30	90
塩山高等学校校庭	塩山三日市場440番地1	〃	○			130×140	7
塩山高等学校 第二グラウンド	塩山千野193番地	〃		○		82×87	5
甲州市多目的広場 (塩山総合グラウンド)	塩山小屋敷1854番地	市長	○			100×150	10
勝沼中学校校庭	勝沼町勝沼761番地1	学校長	○			90×100	15
勝沼小学校校庭	勝沼町勝沼3099番地	〃		○		50×60	16
祝小学校校庭	勝沼町下岩崎960番地	〃		○		70×70	17
東雲小学校校庭	勝沼町休息1560番地1	〃	○			50×100	10

名称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (巾×長さ)	防か所 署ら要 (所)の時 消間 (分)
			大型	中型	小型		
菱山小学校校庭	勝沼町菱山1066番地	//			○	50×50	20
大和小学校校庭	大和町初鹿野1679番地5	//			○	45×60	15
大和中学校校庭	大和町初鹿野1643番地	//			○	90×60	15

■異常気象時における道路通行規制区間及び基準

区分	路線名	管理事務所	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
			区間	延長 (km)			
一般 国道	国道20号線	大和国道出張所	大和町鶴瀬～ 勝沼町柏尾	2.6	連続雨量200mm	土砂崩落 落石	中央 自動車道
//	国道411号線	峡東建設事務所	塩山上萩原(柳 沢峠)～塩山上 萩原(字裂石)	8.8	連続雨量80mm以上	落石	
一般 県道	大菩薩初鹿 野線	//	大和町田野～ 大和町木賊	3.3	連続雨量80mm以上	土砂崩落 落石	
//	大菩薩初鹿 野線	//	塩山上萩原(上 日川峠)～塩山 上萩原(一の平 林道交点)	6.8	//	//	
//	塩山(停)大 菩薩嶺線	//	塩山上萩原(字 裂石)～塩山上 萩原(上日川 峠)	6.4	//	//	

■災害協定等一覧

No.	協定名	協定締結先	締結年月日
1	山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定	山梨市、笛吹市	H18.3.20
2	大規模地震時における鉄道旅客避難誘導についての確認書	塩山駅	H18.3.20
3	中央自動車道消防相互応援協定	上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、東八代広域行政事務組合、笛吹市、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市	H18.6.14

No.	協定名	協定締結先	締結年月日
4	富津市と甲州市の災害時における相互援助に関する協定	千葉県 富津市	H18.10.22
5	大規模災害時等発生時における相互応援に関する協定	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、 韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、 上野原市、山梨市、中央市	H19.1.12
6	災害時における応急業務に関する協定	甲州市災害対策協議会	H22.6.30
7	災害時の水道施設等の応援対策業務に関する協定	甲州市水道事業協会	H22.7.20
8	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	H23.1.25
9	災害時における相互応援に関する協定	東京都 中野区	H23.9.22
10	災害時における石油燃料等の供給に関する協定	山梨県石油協同組合甲州支部	H26.1.16
11	災害時における被害家屋状況調査に関する協定	山梨県土地家屋調査士会、公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H26.2.13
12	災害時における医療救護についての協定	甲州市医師会	H26.4.1
13	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	一般社団法人山梨県エルピーガス協会 東山梨地区	H26.7.16
14	災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定	甲州市薬剤師会	H27.6.1
15	災害時の施設と敷地の借り上げに関する協定	日下部警察署	H27.7.16
16	減災力の強いまちづくり協定	特定非営利活動法人減災ネットやまなし	H27.7.22
17	甲州市と文京区との相互協力に関する協定	文京区	H27.10.28
18	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	H27.11.25
19	富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書	山中湖村	H28.3.28
20	災害時等における県立塩山高等学校の避難所及び避難地の利用に関する基本協定	山梨県立塩山高等学校	H28.3.31
21	東山梨地区広域防災の相互協力に関する協定	山梨市、日下部警察署、東山梨行政組合 東山梨消防本部、一般社団法人塩山建設業協会	H28.7.26
22	災害時等における山梨県立産業技術短期大学の避難地の利用に関する基本協定	山梨県立産業技術短期大学校	H29.1.4
23	災害時における応急活動の協力に関する協定	一般社団法人山梨県トラック協会、 有限会社町田運輸	H29.1.16
24	大規模災害時における被災者支援に関する協定	山梨県行政書士会	H29.4.25
25	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	山梨県司法書士会	H29.5.30

No.	協定名	協定締結先	締結年月日
26	生活必需物資の供給に関する協定	株式会社オギノ	H29.9.5
27	災害時等における株式会社オギノの一時避難所利用に関する基本協定	株式会社オギノ	H29.9.5
28	災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置及び利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H30.1.4
29	大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	H30.1.15
30	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	H30.11.2
31	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	山梨県葬祭事業協同組合	R1.7.31
32	災害時等における植野興業株式会社の一時避難地の利用に関する協定	植野興業株式会社	R1.7.31
33	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R1.8.21
34	災害時の「道の駅」利用に関する基本協定書	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	R2.4.21
35	防災行政情報のL字放送及び文字テロップによる配信に関する協定書	峡東ケーブルネット株式会社	R2.6.12
36	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	R2.10.1
37	災害時における生活系廃棄物の収集・運搬等の支援に関する協定書	山梨・甲州環境協同組合	R2.10.21
38	災害発生時における甲州市と甲州市内郵便局及び山梨湯便局の協力に関する協定	日本郵政株式会社（山梨郵便局、塩山郵便局、甲州市内郵便局代表）	R2.12.1

■甲州市防災会議委員一覧

N0	役職名	区分	備考
1	峡東地域県民センター所長	甲州市防災会議条例 第3条第5項第1号委員	山梨県知事部局職員のうちから市長が委嘱する者
2	峡東保健福祉事務所長	//	//
3	峡東林務環境事務所長	//	//
4	峡東農務事務所長	//	//
5	峡東建設事務所長	//	//
6	日下部警察署長	第3条第5項第2号委員	山梨県警察警察官のうちから市長が委嘱する者
7	甲州市副市長	第3条第5項第3号委員	市職員のうちから市長が任命する者
8	甲州市勝沼支所長	//	//
9	甲州市大和支所長	//	//
10	甲州市政策秘書課長	//	//
11	甲州市教育長	第3条第5項第4号委員	市教育委員会教育長
12	甲州市消防団長	第3条第5項第5号委員	市消防団長

N0	役 職 名	区 分	備 考
13	東山梨消防本部消防長	第3条第5項第6号委員	東山梨消防本部消防長
14	陸上自衛隊第1特科隊第2中隊長	第3条第5項第7号委員	指定地方行政機関、指定公共機関 又は指定地方公共機関のうちから 市長が委嘱する者
15	東日本旅客鉄道(株)塩山駅長	//	//
16	東日本電信電話(株)山梨支店長	//	//
17	東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社甲府事務所次長(渉外担当)	//	//
18	塩山郵便局長	//	//
19	甲州市商工会長	//	//
20	甲州市観光協会長	//	//
21	甲州市社会福祉協議会長	//	//
22	山梨貸切自動車(株)塩山営業所長	//	//
23	甲府地方気象台長	//	//
24	甲州市区長会長	第3条第5項第8号委員	自主防災組織を構成する者又は学 識経験のある者のうちから市長が 委嘱する者
25	甲州市区長会副会長	//	//
26	甲州市区長会副会長	//	//
27	甲州市医師会長	第3条第5項第9号委員	その他市長が認め委嘱する者
28	甲州市民生児童委員連絡協議会長	//	//
29	甲州市日赤奉仕団委員長	//	//
30	甲州市男女共同参画推進委員会委員 (委員のうちから委員長が推薦する女 性の委員)	//	//

■甲州市国土強靱化地域計画庁内検討会委員一覧（令和2年度）

No.	課 名	担 当 名
1	政策秘書課	政策調整担当リーダー
2	管財課	営繕管理担当リーダー
3	環境政策課	廃棄物対策担当リーダー
4	福祉課	地域福祉担当リーダー
5	介護支援課	介護予防担当リーダー
6	健康増進課	健康企画・地域医療担当リーダー
7	健康増進課	健康づくり担当リーダー
8	観光商工課	観光企画・宣伝担当リーダー
9	農林振興課	果樹農林担当リーダー
10	建設課	道路維持・河川担当リーダー
11	建設課	住宅・用地管理担当リーダー
12	都市整備課	公園・道路担当リーダー

No.	課 名	担 当 名
13	都市整備課	計画指導・景観担当リーダー
14	教育総務課	学校教育担当リーダー
15	上下水道課	下水担当リーダー
16	上下水道課	整備担当リーダー
事務局	総務課	行政・防災担当

甲州市国土強靱化地域計画

「市民の誰もが生命・財産を脅かされない、強くしなやかな甲州市」

策 定：令和3年3月

編 集：甲州市総務課

発行者：甲州市

住 所：山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

Tel:0553-32-2111/Fax:0553-32-1818